

【寄附についての留意事項】

1. 寄附にあたってのお願い

- (1) 郵便局でのお振込みのみの取扱いとなります。専用の払込取扱票をご利用ください。
- (2) 特定寄附は目標額（5,000 万円）を達成した時点で終了します。その時点でその旨を HP に掲載させていただきますので、達成後は一般寄附扱いとなります。
又、目標額に達しなかった場合、特定寄附の適用扱いとなりません。予めご了承ください。
- (3) 6 口以上ご寄附いただいた場合、その寄附者のご芳名を記念誌（令和 7 年 3 月発行予定）に掲載させていただきます。
一般寄附においては、振替払込請求書兼受領証を領収書の代わりとさせていただきます。改めて領収書をお送りすることはありませんのでご了承ください。

2. 特定寄附の場合の寄附金の税制控除について

- (1) 特定寄附へご寄附をいただいた場合、下記の税制控除の対象となります。
 - ①個人の場合
所得税法第 78 条第 2 項第 1 号により「寄附金控除」の対象となります。また、住民税についても「寄附金控除」の対象となります。
 - ②法人の場合
法人税法第 37 条第 3 項第 1 号により、全額損金算入が認められます。
- (2) 控除申請方法について
 - ①この特定寄附は、「工友会館」の整備に充てるもので、税法上の控除の対象となる鹿児島県への寄附採納を前提としております。
 - ②この特定寄附については、熊本国税局長より法人税法第 37 条第 3 項第 1 号及び所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に定められた「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当する旨の承認を受けております。また、地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に該当します。
 - ③税法上の控除の適用を受けるためには、事務局から送付する寄附金受領証明書が必要となります。
 - ④個人の方につきましては、寄附金受領証明書を確定申告時に寄附金控除の資料として添付のうえ、申告してください。また、確定申告を要しない方で住民税の寄附金税額控除を受けようとする方は、市町村民税・県民税申告書にこの寄附金受領証明書を添付のうえ、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住いの市区町村に申告してください。
※上記の通り、所得税の確定申告、住民税の申告のいずれかは必要となります。いわゆる「納税ワンストップ特例制度」の利用はできませんのでご注意願います。
 - ⑤この特定寄附については、証明書の郵送経費、税制面のメリット等を勘案して、6 口（法人 6 万円、個人 3 万円）以上のご協力をいただけますようお願いいたします。

3. ご寄附における記念品贈呈について

3 万円以上ご寄附いただいた方に 80 周年記念誌と 80 周年記念焼酎を贈呈させていただきます。